

公益財団法人加古川食肉公社

第4回理事会議事録

1. 種 類 平成25年度 第4回公益財団法人加古川食肉公社理事会
2. 開催日時 平成26年3月25日（火） 午後2時30分から午後3時15分まで
3. 開催場所 加古川食肉センター会議室
4. 理 事 数 現在数7名（定足数 4名）
5. 出席理事 理事7名 監事2名
（出席理事：松岡勝昭、中尾政国、樋口久典、都出昌之、谷元哲則、磯野正之、福谷彰博）
（出席監事：平井良幸、楞野博史）

6. 議題

報告事項

報告第2号「公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと」

報告第3号「公益財団法人加古川食肉公社内部監査実施について報告のこと」

決議事項

議案第9号「平成26年度公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めること」

議案第10号「平成26年度公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めること」

議案第11号「公益財団法人加古川食肉公社理事長専決規程制定のこと」

付 帯 決 議「議決事項中、権利義務に関さない軽微な事項の修正並びに違算誤字の訂正は、理事長に一任する。」

7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

定刻にいたり、事務局より平成25年度第4回理事会の開催を宣言し、理事会運営規程第6条第1項の規定により理事長が議長に就任し、議事進行した。

議 長：理事の出席状況を事務局に報告させた。

事 務 局：理事7名中出席7名の出席を得ており、本日の理事会が理事会運営規程第7条第による定足数をもって、成立する旨を告げた。

議 長：議事録署名人については、定款第 32 条第 2 項の規定により、平井良幸、楞野博史両監事及び松岡勝昭理事長になる旨を告げた。

議 長：報告第 2 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと、について、業務執行理事を代表して都出常務理事より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：報告第 3 号 公益財団法人加古川食肉公社内部監査実施について報告のこと、について、事務局より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。

議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第 9 号 平成 26 年度 公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めることについて、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

中尾副理事長：加古川和牛のため、みんな頑張っているが、地元でもほとんど神戸に出荷する農家が多い。共励会以外に、県本部と一緒に「加古川和牛の日」と「但馬牛の日」を作って、加古川への出荷を呼びかけているが、出荷する農家は限られている。諸般の事情はあるかと思うが、農協からも指導に協力してもらえればありがたい。

礒 野 理 事：農協でも加古川和牛を盛り上げていく体制づくりをしたいと考えている。

松岡理事長：地元の牛が地元の市場に出てくるよう、力をいれていきたい。

中尾副理事長：ベトナムとフィリピンへの輸出の話はどうか。

事 務 局：食肉衛生検査センターより、ベトナムやフィリピン向けの話もきている。ロシアについては、今の政治状況もあり、話が止まっている状態で、どうなるかわからない。ベトナムについては、二国間交渉がすでに終わっており、HACCP 基準の適用はないので、マカオ・タイ並みの基準で輸出できるのではないかと食肉衛生検査センターから聞いている。フィリピンも二国間交渉が完了したという話なので、これからフィリピンの話も出てくるのではないかと。今後、そういった話が出てきたときには、理事の皆様と協議させていただいた上で進めていきたいと考えている。メキシコはすでに解禁になっているが、HACCP が厳しいので、ちょっと難しいのではないかと。ベトナムについては、3 ヶ月に 1 回程度の締切日を設けて施設認証の申し出を受け入れていると聞いているので、詳細については、食肉衛生検査センター

や産業組合と相談しながら進めていきたいと考えている。

中尾副理事長：ハラールについては、三田（食肉公社）がハラールの認証をとったし、オリンピックも近づいてくるので、需要も増えるのでは。

事務局：ハラールについては、昨年くらいからいろいろ話を聞いているが、施設改修の問題もある。三田のセンターについては、「強い農業づくり交付金」等を使って県が半分補助をしたと聞いている。ハラールについては、国や宗派によって基準が違うので、今後も、情報収集につとめて、何か方法があれば提案させていただきたい。

谷元理事：輸出のことだが、認定を受けるには、事前の検査などはないのか。

事務局：マカオについては、認証をとってから施設の査察があるのではないかと食肉衛生検査センターから聞いていたので、平成 24 年度末頃に施設の大規模な清掃活動を行ったが、現在のところ査察の話は聞いていない。ベトナムについては、マカオ・タイと同じような基準と聞いているので、先に査察が入るより、認証を取ってから施設の確認を行うのではないかなと思うが、確かな情報ではないので、食肉衛生検査センターと連携をとりながら適切に進めていきたいと考えている。

松岡理事長：HACCP とかあまり難しくないところは、常に手を挙げていったほうがいいのではないかと考えている。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：議案第 10 号 平成 26 年度 公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めることについて、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

中尾副理事長：公益目的事業会計と法人会計の違いはなにか。

事務局：公益目的事業会計とは、と畜使用料等のと畜事業に関する事業会計。法人会計は、庶務や事務等の管理に関する会計。公益財団に移行した段階で、公益事業に関する会計と、法人の管理会計は明確に分けなければいけない。公益事業目的の収益が半分以上を占めていないと公益財団として成立しない。当法人では、公益目的事業会計と法人会計が 9：1 の割合で経費を割り振っているということをご理解いただきたい。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：議案第 11 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長専決規程制定のこと、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

樋口副理事長：国に報告をあげるので、ここまでやらないといけないということ。この権限は誰にあるのか明確にして説明できるようにしておかないといけない。

中尾副理事長：実際にやっていたことを、規程としてまとめたということか。

事務局：整理させていただいたということで、理事会の決定をいただければ問題ないと考えている。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：付帯決議について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：以上をもって、議案の審議等を終了したので、午後 3 時 15 分、議長は閉会を宣し、解散した。

上記の議決を明確にするため、出席した理事長及び監事において、次のとおり記名押印する。

平成26年3月25日

第4回 公益財団法人加古川食肉公社理事会

議長 理事長 _____ (印)

監事 _____ (印)

監事 _____ (印)